

1. 会議名	令和6年度 第3回出雲市子ども・子育て会議
2. 開催日時	令和6年11月5日（火曜日）14時～16時
3. 開催場所	出雲市役所本庁 6階 全員協議会室
4. 出席者	<委員> 原 広治委員（会長）、高橋恵美子委員（副会長） 本田一勇委員、吉井安見委員、田村尚基委員 槇原綾子委員、今若久美子委員、野井美香委員 上野貴幸委員、渡部英二委員、飯塚由美委員 廣戸悦子委員、原 久子委員、甲山美紀恵委員 堀江泰誠委員、梅野名美子委員、高橋義孝委員 （欠席） 芦沢隆夫委員、糸賀元次委員、佐野美保委員 （以上、順不同） <事務局> 子ども未来部長、子ども政策課長、保育幼稚園課長、 健康福祉部次長（福祉推進課長）、健康増進課長、 市民文化部次長（市民活動支援課長） 児童生徒支援課課長補佐、市民活動支援課係長ほか
5. 次第	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 （1）「出雲市こども計画」の素案について 4 その他 （1）今後のスケジュール （2）その他 5 閉会
6. 議事要旨	以下のとおり
事務局	1 開会 定刻に開会。 〔会議成立〕 委員20名中17名が出席し、出雲市子ども・子育て会議条例第6条第2項により、定足数を満たしていることを報告。

会長	〔会議の公開について〕 本会議は出雲市子ども・子育て会議規則第3条第1項の規定により、公開で行うことを説明。
	2 会長あいさつ 委員の皆さん、こんにちは。 第2回会議から時間が過ぎていますが、その間にも子どもたちの環境がいろいろと変わってきています。例えば学校関係で言うと、全国で34万6千人くらいの不登校が出ていて、そのうちの2.5人に1人が専門的な相談や指導が行き届いていないお子さんであると聞いています。そのような生きにくさを感じながら今日も生きている子もおられるし、それとは逆に「今日は良い1日だった」と過ごしている子もおられるわけですが、全ての子どもたちが健やかな育ちになるよう多方面で課題はありますが、委員の皆さんのいろいろな立場からご意見をいただいて、少しでも良い計画を作っていきたいと思っております。 どうぞ今日もよろしくお願いいたします。
事務局	3 議事 (1) 「出雲市こども計画」の素案について <資料1、資料2-1、資料2-2を用いて説明>
会長	ただ今の説明に対して、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
委員	(資料2-2) 6ページの「教育施設（幼稚園等）」について、現在「今後の市立幼稚園のあり方」について策定作業を進められていて「随時見直しを行う」と書いてありますが、この見直しは確保方策の数値の修正になるのでしょうか。
事務局	現在、市立幼稚園のあり方について方針の策定作業を進めているところです。見直しについては確保方策が中心になりますが、それ以外の量の見込み等についても今後変更になる可能性もあります。
委員	資料等の見直し時期は、いつ頃を予定されているのでしょうか。
事務局	見直しは必要に応じてになりますが、令和9年度（2027）に中間見直しを行う予定です。

委員	(資料2-2) 36ページの「乳児等通園支援事業」について、38ページの「確保方策の設定の考え方」で、「量の見込みと同数を国が定める実施施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等）で確保する」とあります。「等」と書いてありますが、他にも実施施設があるのでしょうか。
事務局	これは国が定める実施施設の想定として挙げられている施設で、出雲市ではこのうちのいずれかで実施したいと思っております。 現時点ではどこで実施するかという話はできていないため、全て挙げさせていただきます。
委員	同じく（資料2-2）36ページの通園支援事業について、国における未就園児はおおむね60%ですが、出雲市では35%となっています。注釈3で国の規定とは違う定義をしていますが、この35%というのは注釈3を加味したものなのかを教えてください。
事務局	35%というのは、注釈3を加味したものではなく、国規定と同様、一時預かり・一時保育事業利用者を含む保育所等に在籍していない3歳未満児の割合です。
委員	「誰でも通園制度」は、現場の保育士さんたちからお話を聞いても「一時預かりがあるから、わざわざ新しく始める必要はないのではないか」という声を伺うことがあります。市の方ではどういう整理をされているのか改めて伺いたいです。 また、今後保育園なども定員割れをしてくると運営が非常に厳しくなり、保育園が日常的に預かる力が弱くなり、単発で利用される方が増えると経営の痛手になるのではないかと思います。一時預かりではなく、要件を設けずに子どもたちが日常的に通える形に移行していくのも、私はありではないかと思います。保育園の受け入れ枠が徐々に小さくなる中、「誰でも通園制度」というのは現実的なものになるのか疑問に思っているのので、その点についてのお考えもお聞かせください。
事務局	一時預かりと誰でも通園制度が保育所の現場でどう違うのかについて、国の説明では「親目線なのか、子ども目線なのか」という説明もあります。ただ実態としてはそう大きく変わらないのではないかとということで、今すぐ「誰でも通園制度」をやろうという結論には至っていません。国も

委員	1か月10時間という時間数や利用料の関係なども検討を進めており、国の状況も見ながら今後検討していくという段階ですので、今これ以上お話することは控えさせていただきます。申し訳ありません。 (資料2-2) 4ページからの「教育・保育の量の見込みと確保方策」について、市全体でも量の見込みと確保方策で過不足が出ていて、その対策として近隣の地域での受け入れなどで対応していくとご説明いただいたかと思います。 同世代の共働き世帯は増えていると感じています。私の職場で他社から転勤してきた方の中に年長さんと3歳の2人のお子さんがおり、保育所の入所申し込みをしたところ別々の施設になってしまったと相談を受けました。実際その2つの施設は近い場所なので、特に問題ないと思って入所したようですが、やはり近くても2か所回るといのは結構な負担だったようで、朝の時間が制約されるという意見を聞いております。 なるべく1つの家庭で同じ保育所に通えるようにすることができれば、家庭の時間の確保ができるようになって、結果的に子どもに対する時間の有効活用などにつながると思います。
事務局	兄弟で別々の施設に登園されていてお困りであるというご意見は伺っております。一緒に園に転園したいという申し込みがあれば、兄弟別々の登園の場合は加点を高くし、なるべく同じ園に通えるように配慮はしておりますが、空きがないと点数が高くても入れないという状況です。
委員	そういったところまで認識しているかどうか聞き取りはしていないですが、可能な限り対応していただければと思います。
会長	ありがとうございました。少しずつ課題を解決していくことに尽きると思います。 (資料2-2) 17ページからの放課後児童クラブに関する内容について、ご意見がありましたらお願いいたします。
委員	(資料2-2) 17ページの利用実績について、令和2年から令和6年の5年間で241名の増加、18ページの表では令和7年から令和11年で107名増加となっています。出雲市も2030という長期計画の中で人口17万人のキープを目指していることもあり、先ほど共働き世帯の話がありましたが、もしかすると上振れするのではないかと思います。その中で例えば先ほどのKPIについて、資料2-1では令和11年で54か所、資料2-2では53か所で数

	字が違いますが、いずれにしても施設を増やして確保するということかと思いますが。 それからもう1つ、令和11年で1年生から3年生が2,700名、施設が53か所ということですので、単純に割ると1つの施設で51名となります。そもそも国は40人をガイドラインとしており、子どものためにも運営のためにも難しい部分があると思います。ただ施設をどんどん増やしていくことと、人材・職員の確保という面の齟齬が難しいということで、先日19ページにあるワーキンググループで提言をしたところです。様々な課題の中で人材の確保の問題と、出雲市における児童クラブの運営のあり方を我々は提起しているところです。いわゆる43の公設民営による運営委員会方式でやっておりますが、かなり脆弱な組織体制になっており、年々児童数が増えていくと現在の運営形態では難しいのではないかとというのが運営委員長の皆さんの意見です。例えば多様な運営方式の中で、民設民営という方法もあります。近隣の松江市を見ますと、出雲市の倍くらいの児童数でも半分近くが民設民営のようです。出雲市としても1つの方法として考える必要があるのではないかと思います。 児童クラブのニーズの高まりと昨今の社会的背景から、当然児童クラブの子どもたちが減ることは考えられませんので、児童クラブには大変な課題であると思います。一番望ましいのは学校で運営をされていくことだと思いますが、部局の違いもありなかなか難しいところがあると思います。委員の皆様方の理解をいただきながら、出雲市の児童クラブ運営のあり方についてワーキンググループに基づいて今後具現化していくと思われますが、私が言ったようなことを含めた対応が必要だと思いますのでよろしくお願いいたします。 児童クラブの数についてはどちらの資料に記載されている数値を目標とするのか教えていただければと思います。
事務局	資料2-1の85ページのKPIについて、正しいのは資料2-2の18ページにある53か所です。大変失礼いたしました。
委員	令和6年度から民設民営のための補助金がありますが、松江市においてもこの人材不足の中、常設の支援員を2名配置した場合には増額をすると変更されています。その中でいろいろな対応を近隣の市でされているので、是非そういう情報を集めていただいて、国の施策に沿った形で出雲市も対応していただければと思いました。
会長	ありがとうございます。それを含めて検討していくということだと思い

委員	ます。好事例を集めていくと何か手掛かりが出るかと思います。 ワーキンググループの検討結果（１）の③で、処遇改善について出てきていますが、具体的にどの程度まで引き上げなければ人材の確保が難しくなっていくのか。現在、最低賃金が徐々に上がる中で、それをクリアした上でプラス100円くらいが多いと受け止めています。具体的にどのくらいまで持っていかなければならないのか、目標のようなものを持たれていたら教えていただきたいと思います。 総選挙もあり、税制の壁というものがいろいろな方に作用してくると思いますが、ますます働く時間が増えることになれば、保育園や放課後児童クラブの利用時間数や利用者数も増えてくると思います。まだ決まっていないので勝手なことは言えませんが、どういうふうに見ておられるのか伺いたいです。
委員	まず児童クラブを運営するのに必要な職員数が、出雲市では規模によって定められています。大体子どもが12～13名に職員1名という割合で、その運営にあたって主任指導員がおります。それをサポートする形として支援員がいて、それだけでは足りないため補助員が規模に応じて何人か配置されます。 まず1つは、その方々の賃金は時間給というのが半数以上で、雇用形態が非常に不安定であるということがあります。そして、最低賃金を下回することはありますが、短時間労働のためなかなか固定した賃金体系が取りにくいという背景があります。私どものワーキンググループでは、この主任指導員や指導員というある程度責任を持つ人は、固定の賃金体系にしてはどうかと提言をしております。それによって社会保険料を確保し、安定的な雇用形態を結ぶことによって、安心して児童の育成につながる仕事に従事していただく体制を作ることです。最低賃金は上がりましたが全体の予算の枠があるので、どれだけ上回ることができるかが大きな課題になっており、事務負担の軽減などもあります。委託事業全体の予算確保が十分ではありません。昨今は医療的ケア児も含め加配をする際には障がい児加算等の国の制度もあり、その年度に対象児童がいれば制度を受けられますが、対象児童が3年生や4年生になって退所してしまうとなくなります。これも含めて、もう少し良い形ができないか議論しているところです。 それから運営委員会のあり方も、43の公設民営はほとんどが自治協会の会長などが運営委員長になっており、代表の責務をしておられます。そういう方が委員長として日頃から常に児童クラブに入ってつぶさに見ている

事務局	わけでもなく、運営委員の皆様方も学校の校長先生や保育園の園長先生等々が充て職という形で、職員にお任せしているというのが出雲市の運営の現状です。職員の管理の問題や、事故・非常事態の対応などの様々なことについて、常勤でない体制に懸念があります。 民設民営できちんとした会社運営やNPOなどの組織運営の中で責任者を明確にし、賃金体系もきちんとして、安心して子育てができる体制というのは早急に構築していかなければならないのではないかと思います。ちょうどその岐路に立っているのではないかとということで、今年度においては我々ワーキンググループ会議なども設置してもらいましたので、市を中心としながら課題について意見を出し合いながらまとめたということです。 出雲市としてこういった対応をするのかですが、まずはやはり委託料の見直し、予算措置というところが一番大事になってくると思います。ただ委託料につきましては、国や県の交付金を基に市で財源を捻出しているため、国や県の活用できる財源をできるだけ使っていきたいと思います。 委託基準につきましては、先ほど障がい児加算の話もありました。それから現在出雲市には民設が7か所ありますが、先月くらいにその7か所へヒアリングを実施して実態等を聞くと、保育所を運営されている社会福祉法人では、保育園と比較しても委託料が低いということを言われております。これは国の補助基準が低いからということもありますので、その辺は並行して国の方にも要望していく必要があると思います。 それから賃金モデルの見直しについては、今委託料の基準が5人刻みで階段式に出雲市が設定をしています。5人ごとですのでその境目で委託料が何十万も変わるところの課題を言われたこともありますので、1人ごとの階段に見直して来年度からはやっていきたいと思います。 その他、早帰りの対応をしていない学校もあれば、早帰りが突如始まったところもあり、児童クラブに出勤される時間が前倒しになった分の委託料について委員からご意見がありました。これについても予算の確保を考えていきたいと思います。
委員	保育や児童クラブの話ではないですが、最低賃金が変わるときに時給は上がったけれども、その分賞与の部分がならされて総収入は変わらなかったと聞いたことがあります。やはり総収入を引き上げるために、最低賃金の改訂が本来は行われなければならないと思いますので、そういうこともつぶさに見ていっていただきたいと思います。やはり人材を確保する競争にもなってきますので、他産業との引き合いで負けない分野にしていかなければいけないと思います。国や県に協力を働き掛けていただきたいと思

委員	いました。 先ほどの総収入の話について、現在国の方で 103 万、106 万、130 万といった年収の壁が非常に問題になっていて、今のままで賃金を引き上げても、結局その分休みを取らなければならないという個人の事情があります。そうした社会的な問題がありますので、賞与を減らすことになったかもしれないということを付け加えておきます。
委員	今回の児童クラブの運営に関して民設民営という案が出されました。 例えば社会福祉法人がやっている保育園では、給与をある程度安定的なものとするためにも必ず積立金をします。やはり人材は動きますし、子どもたちも動きます。施設整備に関しての積立金もしていかなければいけない。それは事業を動かすために必要なわけで、余れば返さなければいけないし、足りないことがないように絞っていかなければいけないです。その作業を事務の方をお願いをするわけです。そうすると賃金の総額をならさなければいけないという状況が出てきます。賞与を期待している人もいますし、その中で総額をならす話をどうしてもせざるを得ないというのは大変苦しいと思います。 今後、民設民営を考えるにあたっては、制度的なことも重要になってくるのではないのでしょうか。余ったら返さなければならぬ補助金制度では、社会福祉法人としてはやりにくいです。何か設備が壊れた場合、補助金には該当しないので、民設民営では法人からの持ち出しになります。必ず施設はどこか壊れていくものですが、施設は20年も30年も続かないといけません。民設民営をするのであれば、安定的な経営ができるような制度にしていだかないと難しいだろうと思っています。人件費は上がるが補助金は上がらない中でやっていくとするならば、民設民営はきちんと儲けないといけませんので、現在の松江市では運営ができるようにやっているのではないかと思います。その辺も含めて制度改革の方も一緒にご検討いただきたいと思います。
会長	ありがとうございました。現在検討中のこども計画を策定した後で具現化するとき、今のような議論をどんどんやりながら、制度を含め地域をどのように作れば良いのかということが重要になってくることを認識させてもらいました。続いて、保育所・幼稚園関係あるいは児童クラブ関連以外について、ご質問やご意見があればお願いいたします。
委員	(資料2-2) 25ページの「8.子育て世帯訪問支援事業【新規】」について

事務局	てお聞きしたいと思います。利用料金が「世帯の状況により異なる」ということで、新規事業ですので細やかなところが決まってないのかなと考えております。ヤングケアラー等の家庭に訪問して手助けをする事業であります、世帯が利用料金の手出しをして来てもらうような事業になるのでしょうか。 利用料金も含めて制度設計等の組み立てをしている最中ですが、国の補助事業として例えば生活保護世帯、市町村民税非課税世帯等については補助金もあるので、各世帯の状況に応じて軽減していくということです。それ以外の世帯については手出しの部分がゼロではないかもしれませんが、それも含めてどこまで負担を求めるかというところを今後詰める段階です。
委員	是非困っていらっしゃる家庭の負担が少ないところで、新規事業を成功させていたきたいと思っております。
会長	私は仕事柄、生きにくさを感じている子どもや育てる保護者と会う機会が多いですが、不安を抱える家庭に向けて訪問するという事業に、果たしてお金を払ってまで利用するのか疑問に思う部分があります。お金を払うのであれば利用しないという家庭が出てくる可能性もあるので、その辺も含めてこの事業を設計していただきたいと思います。なかなか全員無料というわけにはいかないかもしれませんが、お困りのご家庭の多くがお金を支払いにくい状況もあるだろうと、肌感覚ではありますが思っているところです。 他にはいかがでしょうか。
委員	先ほどの「子育て世帯訪問支援事業」について、まだ計画段階だと思いますが、対象が「家事・子育て等に対して不安・負担を抱える子育て家庭」ということで、非常に見えにくいところがあると思います。どのような基準で支援を決定していくのか、もし決まっていれば教えていただきたいです。
事務局	主に対象となるのは、保護者に監護させることが不相当と認められる家庭、不適切な養育状態の環境にある家庭、若年妊婦やヤングケアラーのいる家庭など、市や関係機関の方で把握なり継続して関わっている世帯、特に支援が必要な世帯が対象となっております。誰でも申請できるというわけではなく、こちらの方で把握している特に支援が必要な家庭に絞ってい

	る事業です。
委員	私も普段は学校現場で勤めておりまして、家庭と連携を取ることがありますが、父1人で4人の子どもを抱えている家庭や母1人で育てている家庭であったり、保護者にも特性があります。新規でこういう事業があるのはとても良いと思いますので、良い形で進んでいくと良いと思います。
会長	こども家庭センターなどとの連携が当然ありながら訪問もされていくという、点ではなく面で支援していくというイメージを持っていますが、そう理解して良いですか。訪問支援をするのはどういう人が想定されますか。
事務局	現在想定しているのは、例えば家事などは介護保険事業や福祉サービス事業で居宅介護事業をしているホームヘルパー、3歳未満の家事育児サポート等をしているホームサポーター等を想定しております。
会長	他の事業関連でご意見がありましたらお願いいたします。
委員	先ほど事務局の説明の中に、支援する側の人としてホームヘルパーなど候補を考えているという話がありましたが、介護保険事業の中でホームヘルプサービスなどの介護報酬が引き下げられて、その事業から撤退する事業者が増えている深刻な問題があります。実態は医療介護連携課でないと分かりにくいかもしれませんが、全体的に厳しくなっていると念頭に置いておいた方が良い気がしております。それも1つの候補に置きながら、幅広く人材を求めていくことが必要ではないかと思います。 また、ヤングケアラーの問題というのは、ホームヘルプサービスでカバーできるケースが非常に多いです。そういう面でヘルパーさんに着目するというのは良いと思いますが、実態としてはそのような困難な問題があります。
会長	今のような状況を踏まえながら、事業設計を進めていっていただきたいと思います。 他にはいかがでしょうか。
副会長	(資料2-2) 39ページの最後の説明のところで、新規事業として2つ挙がっていますが、児童福祉法の改正でこれらの事業の実施に努めるということですが、実施の計画はないという説明だったと思います。内容を見ると

事務局	非常に重要な内容で、先ほどのいろいろな家庭環境で問題を抱える子どもたちのサポートだと思いますが、現時点で実施の計画がないというのは他のところでカバーができると判断してのことなのか、その辺りの説明をお願いしたいと思います。 18番と19番の事業が全く必要ではないという認識はなく、もちろん重要な事業だと思っております。これらは令和4年の法改正、令和6年4月に施行された新たに創設されたばかりの事業ですので、今後ニーズを踏まえて順次組み立てた上で検討していきたいと思っております。
副会長	内容的にはとても大事な事業になるかと思っておりますので、是非状況を見極めながら、早いところで計画に組み入れるなり、他の事業と併せて検討するなりお願いしたと思います。
会長	他にいかがでしょうか。
委員	質問ではないですが、資料2-2の14ページに一覧表で、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」ということで1番から19番まで挙がっています。私は子育てサポーターとしてこの会に出ていますが、5番目の「乳児家庭全戸訪問事業」や9番目の「地域子育て支援拠点事業」に関わっています。しかし、さらに関わっているのは子育てサポーターだと思えます。コミセン単位で子育て広場や子育て支援事業を展開していると思いますが、市からお金をもらっているわけでもなく、ただ子育てサポーターとしてやっているだけかもしれません。私たちがやっていることが「地域の子育て情報を提供」という、たったそれだけの言葉なのが寂しいと感じました。
会長	貴重なご意見をありがとうございました。資料に載せるかどうかを含めた整理について、事務局から何かあればお話しいただけますか。
事務局	14ページの19事業ですが、これは「子ども・子育て支援法」で定められた、計画に載せていないと財源が手当てできない必ず入れなければならない事業となっています。先ほどご意見のあった子育てサロンなどは地区で実施されているものではあります。非常に大事な事業だと思っており、資料2-1の50ページの表の1番下に「地域の支援者育成」として「子育てサポーター事業」を載せております。「地域の子育てサロン活動等を通じ、子育て家庭を支援」と一文ではあります。そういった位置づけで

委員	させていただいています。主としては行政もやりますが、表の主体者の所で「地域社会」に「○」をしまして、地域の子育てをサポートしていただく方々の重要な取り組みということで位置づけをさせていただいています。 子育てサロンまたは地域支援の活動を、民生児童委員がチームを組んで、民生児童委員の枠の財源と足りなければ社会福祉協議会からも赤い羽根募金の補助をいただいたりしながらしています。「赤ちゃん声かけ訪問」をしていた者が集って実施するなどいろいろな状況があると思いますが、0歳から就学前まではしっかり地域の中で、いろいろな事業で相談を聞きながら続けています。出雲市内でも地域によっては就学後も全戸家庭訪問事業をやっており、家庭そのものを一緒にサポートし、普段は会えない保護者に地域の民生児童委員が会ってコミュニケーションを取る。そして小学校期で様々な困難さなどを抱えていくことは、その家庭で起こっている場合もありますので、顔見知りになって様々な情報が入ってくるところも私たちの強みとして支援をしているところです。是非この場にご参加の方々に、そういう黒子役の者もいるということを知っていただくと良いと思いました。
事務局	先ほどご意見いただいた取組も、こういったところに入れられるか検討していきたいと思います。
委員	要支援の子どもや医療的ケアも含めて多くの事業がありますが、これらをマネジメントしていただけるエキスパートが欲しいと思っています。よく分かっている事業と、まだ分からない事業が我々の中ではあります。そうすると一体誰が中心となって1つのケースをマネジメントしてくれるのか。このエキスパートというのは基本的にはワーカーだと思うのですが、エキスパートをきちんと育てていただいて、行政で窓口をされるというのであれば、頼れる人がいるようにしていただきたいです。あまりにも事業が多いので1人では無理だと思います。既にサポート体制があれば教えていただきたいです。人事が3年に1回変わると言われても、それは行政の人事の問題なので使いやすくはないです。そこに行けば、いろいろなことを知っていて何とかしてくれるという人が何人かいるという場所があれば、とても便利です。いろいろな事業を作っていただくのは構わないですが、それをきちんとまとめて分かっている人を育てていただくようなことができないかという思いがあるのですが、いかがでしょうか。

事務局	「分かる人」というところは大事だなと思っております。よく行政で「どこに行ったら良いか分からない」という声を聞くところですが、子どものことで困ったことがあれば「子ども家庭相談室」、今年の4月からは「こども家庭センター」という名称の場所がありますので、こちらの方に相談いただきたいと思います。ただ、全てを網羅するのは一足飛びにはいかないと思いますので、一緒に相談先を考えさせていただけたらと思います。
会長	こども家庭センターにワーカーのような人を置いていただいて、なおかつ変わっていく制度について学んでいただきながら、同じ人がそこに常駐しているというのが一番嬉しいと思います。利用者は制度を知りませんので、市役所に行ったら何か良いことを教えてくれて、その先に事業がたくさんあり、適切なものを組み合わせるなど面として使える、あるいは一体的に使っていくということだと思います。そのような要請や検討も含めてお願いしたいと思います。それをどのようにこの計画に入れ込むのかというところもあると思います。 他にご意見はよろしいでしょうか。
委員	(資料2-2) 17ページの「放課後児童健全育成事業」の概要で、「放課後や長期休業期間中に遊びや生活の場を提供する事業」とあります。この中には「教育」という言葉がないですが、生活の場の中に教育が含まれているのでしょうか。長期休業期間の開設時間が8時から18時までになっているので、宿題を持ってくる子どもたちもいるのかなと思い、教職員の方がいらっしゃるのであれば、「教育」という言葉があっても良いと思いました。
事務局	放課後児童クラブにつきましては「教育」はいたしません。学校教員の免許を持っている支援員はおりますが、あくまで遊びや生活の場を提供する事業と位置づけられています。ただ、クラブによっては宿題をする時間を確保していただいている所もあります。 少し脱線しますが、県からも学力の向上について、教員免許を持った退職された人を派遣するので、教育の時間を取っても良いと言われていますが、それは各クラブの判断としております。今年度から学習支援事業としても実施しておりますが、放課後児童クラブは基本的には遊びや生活の場を提供するという事業です。
会長	ありがとうございました。たくさんのご意見をいただいたところで

	が、時間が気になってきております。また何かございましたら、事務局の方にメール、FAX、口頭でお伝えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 改めまして今日いただいた意見も踏まえながら、今後また必要な修正をしながら進めていきたいと思っております。修正をすると委員の皆様にも再度集まってもらう必要がありますが、議会の報告やパブリックコメントなど次の手続きがある関係で、私の方に一任していただけると大変嬉しく思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
会長	ありがとうございます。では事務局と検討しながら進めて参ります。それではこれで今日予定しております議事につきましては全て終了になりますが、最後に何かあればお願いいたします。
委員	私は仕事の傍らで、子育てや不登校児の親の会などを主催している立場から、第2回会議の後から不登校児の保護者の意見をいろいろ集めてきたので述べさせていただきます。不登校で実際に悩んでおられる保護者と、最前線で活動している皆さんから話を聞いてきたので、これがリアルに近いと思います。 今時代の流れとともに、これまでの従順な納税者を育てるための学校教育には限界が来ていて、その枠に収まらない子どもたちが近年爆増しています。 賢い子どもたちは全て分かっていて、与えられたことをただ覚えるだけの学校教育が、この先AI前提時代においては意味をなさないことを知っています。今は好きなことや得意なことを活かして仕事にする時代であって、学校教育も1つの基準で子どもを評価して、平均的な生徒像を良しとする古い価値観からシフトするべきタイミングです。 今、自分の頭で考えて、自分で決めて、自分で行動するという喜びを知っている子どもたちは、今の学校教育があまりに不自由で理不尽なために、学校に行かないという選択を積極的にしていて、国や社会が変わるべきということを教えてくれていると感じています。これは私だけの意見ではなくて、保護者が感じているということです。 その前提に立った上で挙げられた問題点として、子どもが不登校になったときに、まず情報がない、手続きが煩雑、書類を揃えるのが大変、必要となときに支援が受けられないということがあります。今困っているのに2週間後に来るように言われてタイムラグが大きいことや、スクールカウン

会長	セラーも結局は学校に戻すことを前提で話をされている。私設のフリースクール等は費用が高すぎて通えない。どこにも属さない支援の網から漏れた子どもたちや、グレーゾーンにいる子どもたちの居場所がない。以上のような意見が挙げられました。 資料2-1の63ページに不登校の関係について書かれていて、「不登校の未然防止」「早期発見」「対策」という言葉が使われると、まるで不登校がいけないことのように受け取られかねないので、表現を見直しても良いと思います。 また、「教育支援センターの設置」のところで「学校復帰を目的として」という文言がありますが、多くの子どもや保護者は学校復帰だけがゴールではなく、社会的な自立ができればと思うので、その辺の文言を考えた方が良いという感想をいただきました。 今の学校教育に当てはまらない子どもたちの行き先として、学校復帰という形ではなくて学校以外の選択肢が必要で、官民が連携して費用が掛からない公的な居場所を今以上に作るべきと考えます。例えば、本当に家から出られない引きこもり傾向の子どもや、学校にはなじめないけどエネルギーは余っていて動き回れる子ども、義務教育でなくなったために支援から漏れた不登校の高校生、心を病んで精神的なサポートが必要な子どもなど、段階を区切って多様な居場所づくりや支援が必要という意見もいただきました。もし行政でこれらができないということであれば、今あちこちで民間の居場所づくりが進められているので、使いやすい補助金等で居場所づくりを頑張る個人や団体をサポートしていただきたいと思います。 学校や行政、保護者との間に温度差も感じていますので、まずはざっくばらんに話せるような交流の場を設けると良いと思っています。ちょうど11月15日に「不登校についてともに考える『憩いの会』」というのを計画されているということで、これからもこういった意見や情報交換の場がもっと増えると良いと思います。 最後に私たち不登校児の保護者というのは、学校や行政と対立するつもりは全く、子どもたちのために何ができるかという視点で、同じ方向を向いて一緒により良い社会を作っていこうと思っています。居場所づくりを進めている仲間たちそれぞれに得意分野があるので、知恵を出し合いながら、行政でできることと民間でできることを掛け合わせて、本物の「子どもまんなか社会」を作っていけたら良いと思います。 以上です。ありがとうございます。 ありがとうございました。今回策定する計画は、子どもの意見表明を大事にする計画です。意見がなかなか言いにくい子どもの中には、先ほどの
----	--

事務局	ような方もおられると思います。代わって保護者の声を伝えていただいたので、その辺りも計画の中に入れていただければと思います。時間が過ぎて申し訳ないですが、先ほどの内容について教育委員会からコメントがあればお願いいたします。 先ほどは貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。教育委員会に持ち帰って協議をしたいと思います。 また、不登校の子どもたちの保護者に集まっていただく会を計画しており、皆様からいろいろな話を聞いて一緒に考えていきたいと考えております。 私たちも子どもの幸せのために事業を進めていきたいと思っておりますので、一緒に協力していただけたらと思います。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。
会長	先ほど文言についての検討もお願いされています。それも国との関係でどこまで変更できるのかもありますが、言葉についてもご検討いただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。 それではこれで終了させていただきたいと思います。委員の皆様ありがとうございました。それでは事務局に進行をお返しいたします。
事務局	会長ありがとうございました。委員の皆様も長時間ありがとうございました。 それでは閉会に当たりまして、子ども未来部長の金本からご挨拶申し上げます。
部長	委員の皆様にはお忙しい中ご参加いただき、またたくさんの貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。 本日はこども計画の全体をお示しして、特に第4章の議論をしていただきましたが、本日いただいた意見を基にこれから修正したいと考えております。2月に再度会議を開き、ご意見を踏まえた最終案として取りまとめる予定としております。 本日は限られた時間で言い尽くせない部分もあったと思います。後日でも構いませんので、ご意見をいただけたらと思います。ただ議会の報告やパブリックコメントをする中には盛り込めない部分もあるので、それ以外の意見については、2月の最終会議の中で最終案の中に盛り込んでいきたいと思っております。 議論の中で、計画の具体化というところがありました。11月に入り、市では来年の新年度予算の編成作業がこれから始まっていくところでして、

	先般財政部から新年度予算編成方針が示されました。その中で、来年度重点的に予算配分する施策が示され、その1つが「子ども子育てにやさしいまちづくり」となっています。これまでも少子化対策が市の最重要課題の1つとして進めてまいりましたが、新年度予算についても子どもに関する施策は、重点施策の1つとなっております。今回議論していただいた計画を具体化して予算に反映させていくということで、我々としても「こどもえがおプラン」の基本理念である「こどもたち一人ひとりが主人公」の実現に向けて、しっかりと予算要求について検討、対応していきたいと考えております。 最後になりましたが、職員一同がより充実した事業が行われるよう精一杯取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも引き続きのご支援、ご協力をお願いして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。 4 その他 2点ほど事務連絡をさせていただきます。 第4回子ども・子育て会議は、2月5日水曜日14時から開催する予定としております。委員の皆様には改めてご案内させていただきますので、ご都合をつけていただきますようお願いいたします。 それからもう1点は、「ヤングケアラー支援のために私たちにできること」という講座が、来週11月16日土曜日の午後に県立大学の方で行う予定としております。こちらにつきましてもご都合がございましたらご参加いただければと思います。
事務局	5 閉会 それでは以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。次回の会議もどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。